

マレーシアの海洋法制 —2004年マレーシア海上法令執行庁法を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 坂野 一生

【目次】

はじめに

I マレーシアの海洋法制の概要

- 1 領海、排他的経済水域等に関する法律
- 2 海上における法令執行
- 3 領海の無害通航権及び無害でない通航に関する規定

II マレーシア海上法令執行庁

- 1 組織概要
- 2 設立の目的、任務及び権限
- 3 各国関係機関との協力

おわりに

翻訳：2004年マレーシア海上法令執行庁法（法律第633号）

はじめに

マレーシアは、南シナ海を挟んで東西に位置するボルネオ島（東マレーシア）及びマレー半

島にその領土を有する海洋国家である。海岸線の総延長は、約4,675キロメートル（東マレーシア側が2,607キロメートル、半島部が約2,068キロメートル）で、半島部は、海上輸送の要所であるマラッカ海峡を挟んでインドネシアのスマトラ島に面している。同海峡は、地形的に浅瀬が多く航行可能な水路が狭い上に、航行する船舶の数も多い⁽¹⁾ことから、世界有数の海の難所と言われ、海難事故も後を絶たない。近年では、スマトラ島における大規模な森林火災による煙霧（ヘイズ）により、航行の安全性に警告が出される⁽²⁾など、新たな困難も発生している。

マラッカ海峡は、海賊・武装強盗行為⁽³⁾の多発地帯でもあり⁽⁴⁾、2012年には全域で24件の事件が報告された⁽⁵⁾。さらに、不法移民や武器・麻薬の取引、密漁などの犯罪も多発する海域でもある。このため、海上での治安維持が重要な課題となっており、国際的・地域的取組みも多数議論されている⁽⁶⁾。

マレーシアの排他的経済水域の面積は、47

(1) マレーシア海事局の統計によれば、2013年には年間約78,000隻の船がマラッカ海峡を航行した。Maritime Department of Malaysia 〈http://www.marine.gov.my/jlmeng/pic/article/NUMBERS_OF_SHIPS_REPORTING_UNDER_STRAITREP_UNTIL_DEC2013.pdf〉以下、インターネット情報は、2014年1月21日現在である。

(2) “Haze along Straits of Malacca Worsens,” *Straits Times*, 2013.6.20.

(3) 海賊行為については、国連海洋法条約第101条が定義する。「公海上」又は「いずれの国の管轄権にも服さない場所」で行われる行為に限定されるため、マレーシア、インドネシア、シンガポールなどの領海内での行為は、定義上は海賊行為とはならないことから、武装強盗行為と呼ぶ。

(4) 2005年には、日本船籍の「韋駄天」（498トン）が襲撃され、日本人の船長、機関長とフィリピン人の機関士が誘拐されるという事件も発生した。

(5) International Maritime Organization, *Reports on Acts of Piracy and Armed Robbery against Ships: Annual Report – 2012*, IMO, 2013, p.2. 〈http://www.imo.org/OurWork/Security/SecDocs/Documents/PiracyReports/193_Annual2012.pdf〉

(6) 多国間の取組みの例としては、2004年に採択された「アジア海賊対策地域協力協定」等が挙げられる（ただし、マレーシアは未批准）。また、政府間の組織ではないが、国際商業会議所の国際海事局（ICC-IMB）は、クアラルンプールに海賊情報センターを設置して、海賊及び武装強盗事件に関する通報を受け、その情報を提供している。詳細については、小中さつき「海上の安全の国際ルールと国内的執行—マラッカ海峡の海賊規制—」今泉慎也編『国際ルール形成と開発途上国—グローバル化する経済法制改革』アジア経済研究所，2007，pp.301-320 参照。

万平方キロメートル余りで、国土の面積約33万平方キロメートルよりも広い。この水域にインドネシア、タイ、ベトナム、台湾などの漁船が漁業資源を狙ってしばしば侵入しており、沿岸警備の必要性は高い。さらには、ブルネイ、中国、フィリピン、ベトナムとの間にスプラトリー（南沙）諸島の領有権を巡る争いがあり、特に南シナ海における中国の軍事的プレゼンスの拡大には、マレーシアを含むASEAN諸国が警戒感を強めている。

このように、マレーシアの海洋政策に関する課題は、海上交通の安全、海上における治安維持、排他的経済水域の保護、領土問題、さらには環境問題など多岐にわたる。また、国際海峡であるマラッカ海峡については、沿岸国のみならず、輸入する原油の大半が同海峡を経由する日本をはじめ、多くの国も安全保障、海賊・武装強盗行為の防止・取締り等に関心を寄せる。本稿は、マレーシアの海洋法制を概観し、海上における警察権の統一的行使を目的に設立されたマレーシア海上法令執行庁の概要を紹介するとともに、末尾に2004年マレーシア海上法令執行庁法の全訳を付すものである。

I マレーシアの海洋法制の概要

1 領海、排他的経済水域等に関する法律

マレーシアの領海は、2006年領海基線法（法律第660号）が定める基線から12海里までの水域であり、2012年領海法（法律第750号）をその根拠とする⁽⁷⁾。領海におけるマレーシアの主権についても同法第4条が規定する。一方、排他的経済水域は、1980年に200海里の宣言がなされ、1984年排他的経済水域法（法律第

311号）によりその詳細が定められたもので、半島部マレーシア沿岸及び東マレーシア沿岸の2つの水域に分かれて存在する。排他的経済水域に関するマレーシアの権利については、同法第4条に定めがあり、その内容は、天然資源の探査、開発等に関する主権の権利及び海洋の科学的調査等に関する管轄権である。大陸棚については、1966年大陸棚法（法律第83号）が定める。これらの法律は、必要な改正を経て概ね国連海洋法条約の内容に沿ったものになっている⁽⁸⁾。なお、マラッカ海峡については、インドネシアとの間で国境線に関する条約が締結され、タイ、シンガポールとの間においてもそれぞれ相互の領海等の境界線に関する条約が存在する。

漁業資源の管理及び操業に関しては、1985年漁業法（法律第317号）が定める。同法は、内水、領海及び排他的経済水域をマレーシア漁業水域として、漁業及び漁業資源の管理に関するマレーシアの排他的な権利を宣言する（第2条）。また、適用範囲が海洋に限られないものの、資源管理及び開発に関する海洋法制の一部をなすものとしては、1966年石油採掘法（法律第95号）、1974年環境基準法（法律第127号）、1994年鉱業開発法（法律第525号）等が挙げられる。なお、排他的経済水域及び大陸棚における海洋の科学的調査に関しては、上述の1984年排他的経済水域法（法律第311号）第16条から第20条までの規定が、調査の実施に必要な政府の同意、裁量の同意拒絶、調査国等の情報提供義務及び一定条件遵守義務につき、国連海洋法条約とほぼ同じ趣旨を定める。

この他、海上における人及び物の移動については、1959/63年出入国管理法（法律第155号）及び1967年関税法（法律第235号）の適用が

(7) 2012年領海法施行前は、1969年の非常事態布告に従って発布された1969年非常事態（緊要権限）令第7号が、マレーシアの主権が及ぶ領海を定義していた。非常事態布告が2011年に効力を失い、それに伴い同令も布告の失効日から6か月を経過することにより効力を失ったことから、2012年領海法が制定された。

(8) マレーシアが国連海洋法条約を批准したのは、1996年である。

あり、警察権の行使に関しては、1967年警察法（法律第344号）及び刑事訴訟法（法律第593号）が規定する。その他、1976年都市及び地方計画法（法律第172号）、1992年観光業法（法律第482号）、2002年刑事捜査共助法（法律第621号）等も部分的に海洋法制の一部を構成している。

2 海上における法令執行

上述のように、領海、排他的経済水域等における様々な経済活動、資源管理、犯罪取締り等について、多くの法律が存在し、法令執行に関してもそれらの法律が個別に規定を置いている。例えば、1985年漁業法は、第10章が法令執行に関する規定であり、漁業局による漁業関連犯罪の捜査権を認める（第46A条）。同様に、1967年関税法も税関職員による法令執行を認める。このように、権限が多く官署にわたり、従前はそれぞれの分担領域が必ずしも明確ではなく、しばしば重複も見られ、実際の法令執行活動にも支障を及ぼすという弊害があり⁽⁹⁾、「刑事犯を取り締まる海上警察が、外国漁船の不法操業を見つけても漁業局ではないので取り締まれない」などの事例が報告されていた⁽¹⁰⁾。

そこで、軍事活動を除く海上での法令執行活動を統合して実施することのできる機関を設立する目的で、2004年マレーシア海上法令執行庁法が制定された。マレーシア海上法令執行庁は、2005年2月15日の同法施行とともに発足し、同年11月に活動を開始した。同法は、全4章、19か条からなる。第1章が法律の略称、施行期日及び定義、第2章が庁の組織、第3章が庁の任務及び権限、第4章が手続及び罰則をそれぞれ定める。具体的な任務、権限等につい

ては後述する。

3 領海の無害通航権及び無害でない通航に関する規定

国連海洋法条約第17条が定める船舶の無害通航権は、マレーシアの領海においても保障される。具体的には、2004年マレーシア海上法令執行庁法（以下「2004年法」）第7条第4項が、「領海内における船舶の通航が無害通航であるときは、その船舶は、停止、立入り、乗込み、捜索、検査又は抑留を受けない」と定め、国連海洋法条約第24条第1項が定める沿岸国の義務を遵守することを明らかにする。また、2004年法第7条第5項は、「船舶の通航は、マレーシアの平和、秩序又は治安を害しない限り、無害とする」と定め、第6項は、国連海洋法条約第19条第2項に例示列挙されている無害でない通航をほぼそのままの形で列挙している。

なお、マラッカ海峡は、いわゆる国際海峡、すなわち「公海又は排他的経済水域の一部分と公海又は排他的経済水域の他の部分との間にある国際航行に使用されている海峡」（国連海洋法条約第37条）であり、すべての船舶には、同条約第38条が定める通過通航権、すなわち継続的かつ迅速な通過のために海峡を通航する権利が認められている。2004年法は、通過通航権については特に規定を置いていない。

II マレーシア海上法令執行庁

1 組織概要

マレーシア海上法令執行庁は、首相府直轄の機関⁽¹¹⁾であり、首都クアラルンプールの南約25キロメートルに位置する連邦直轄領プトラジャ

(9) 海軍、海上警察、出入国管理局、税関、海事局、漁業局、森林局、環境局等の権限が複雑に入り組んでいた。

Irwin U.J. Ooi, "The Malaysian Maritime Enforcement Agency Act 2004: Malaysia's Legal Response to the Threat of Maritime Terrorism," *Australian & New Zealand Maritime Law Journal* 21 (1), 2007, pp.74-75.

(10) 佐藤考一「マレーシア海上法令執行庁を支援する“海猿”」『The Daily NNA マレーシア版』2012.3.27.

(11) ただし、非常事態、特別危機又は戦争の際には軍の指揮下に入る（2004年法第17条第1項）。

ヤに本部を置く。長官は、首相の助言により、国王により任命される（2004年法第4条第1項）。3名の副長官が長官を補佐し、オペレーション、ロジスティック、総務をそれぞれ担当する。副長官の下にそれぞれの担当に関連する部局が置かれているほか、長官直属の組織として南シナ海に面したパハン州クアンタン市に研究・人材養成のための機関が置かれている⁽¹²⁾。活動する海域は、半島部マレーシアが北部、南部、東部の3管区、東マレーシアがサバ及びサラワクの2管区に分かれ、管区ごとに3ないし5の支部が設置されている⁽¹³⁾。

海上法令執行庁は、海上警備等のために大小の船艇を保有し、その総数は、120隻を超える⁽¹⁴⁾。これらの船艇には、海軍、海上警察、税関、漁業局、海事局等から譲り受けたものもある。また、ヘリコプターを3機、水陸両用飛行機を2機保有する。

2 設立の目的、任務及び権限

設立の目的は、マレーシア海域⁽¹⁵⁾における法及び秩序の維持、平和、安全及び治安の保全、犯罪の予防及び発見、犯罪者の逮捕及び起訴並びに治安情報の収集であり（2004年法第3条第2項）、主要な任務は、マレーシア海域内（第6条第2項）における法及び秩序の維持、海上捜索及び救難、犯罪の実行の防止及び抑止等である（同条第1項）。また、同海域の外、すなわち公海上における海上捜索及び救難、海洋汚

染の管理及び防止、海賊行為の防止及び鎮圧並びに不正な麻薬取引の防止及び抑制もその任務とされる（同条第3項）⁽¹⁶⁾。このように、海上法令執行庁は、海上における法令執行、特に警察権の行使について広範な任務を負う。

これらの任務を遂行するため、海上法令執行庁は、合理的に必要な権限を一般的に有する（第7条第1項）。さらに、船舶への立入り、検査及び抑留、追跡権の行使、犯罪関連物件の検査、押収及び処分等、個別の権限に関しては第2項が例示列挙し、各号においてその内容を具体的に定める⁽¹⁷⁾。また、法及び秩序の維持、平和、安全及び治安の保全、犯罪の予防及び発見、犯罪者の逮捕及び起訴並びに治安情報の収集という2004年法の目的（第3条第2項）の実現のためであれば、海上法令執行庁職員は、他省庁、例えば、漁業局、税関等に属する権限を行使することができる（第7条第3項）。この規定により、海上法令執行庁が海上において警察権を統合的に行使することが可能となる。また、従前の権限官署も引き続き権限を行使することができる。

3 各国関係機関との協力

2004年法は、外国からの要請に基づく刑事事件における援助の提供を海上法令執行庁の任務として定める（第6条第1項d号）ほか、同項h号において「海上の安全及び保安の確保のための他の任務並びにこれらに附随するすべ

(12) “MMEA Organization Chart.” Official Website MMEA <<https://www.mmea.gov.my/eng/index.php/en/about-us/mmea-organization-chart>>

(13) *ibid.*

(14) “MMEA Assets.” Official Website MMEA <<https://www.mmea.gov.my/eng/index.php/en/mmea-general-information/mmea-assets>> 等より集計。

(15) 内水、領海、大陸棚、排他的経済水域、漁業水域及びそれらの上空を包含する概念である(2004年法第2条第12号)。

(16) ただし、この規定は、公海に対する国家主権の主張を認めない国連海洋法条約第89条に抵触する可能性がある(Ooi, *op.cit.* (9), p.85 参照)。もっとも、公海上においても主権の及ぶマレーシア船籍の船舶の中で行われた一定の犯罪等に関しては、1976年域外管轄犯罪法が適用されるため、マレーシア国内でなされた場合と同様に処罰ができるが、同法が域外管轄を認める犯罪と2004年法第3項各号に掲げる事項は完全には一致していない。

(17) ただし、e号の追跡権については具体的な定義や権利の内容の記載がない。

ての事項の実施」も任務であるとして、柔軟な対応を可能にしている。各国関係機関との協力も同号の任務に含まれると解されている。海上法令執行庁は、毎年開催されるアジア海上保安機関長官級会合に積極的に参加する⁽¹⁸⁾ほか、インドネシア、タイ及びフィリピンとの間で二国間の合同演習等の協力事業を行っている⁽¹⁹⁾。また、日本政府も海上保安庁による技術支援の供与等の実績を有する⁽²⁰⁾。

おわりに

マレーシア海上法令執行庁の設立により、マ

レーシアの沿岸警備その他の海上における法令執行活動をより効率的に実施できる体制が整った。また、上述のように、各国との協力も進められており、マラッカ海峡をはじめとする東南アジア周辺海域の安全を確保し、犯罪に対処する国境を越えた取組みは、活発になっている。マラッカ海峡における海賊・武装行為の発生件数は、2004年以降減少していたが、2011年、2012年と再び増加傾向にあり⁽²¹⁾、海上における治安維持に関する課題は未解決のままである。設立後10年たった海上法令執行庁が果たす役割が今後とも注目される。

(さかの いっせい)

(18) 2004年に東京で第1回の会合が開催され、毎年アジアのいずれかの都市で開催される。2013年は、タイのパタヤで開かれた。

(19) “Interagency Cooperation Program Overseas.” Official Website MMEA <<https://www.mmea.gov.my/eng/index.php/en/component/content/article/78-public/102-program-kerjasama-antara-agensi-luar-negara>>

(20) 前掲注(10)参照。

(21) International Maritime Organization, *op.cit.* (5), Annex 4.

2004年マレーシア海上法令執行庁法（法律第633号）

Akta Agensi Penguatkuasaan Maritim Malaysia 2004 (Akta 633)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 坂野 一生訳

【目次】

- 第1章 予備規定
- 第2章 海上法令執行庁の設立及び任命
- 第3章 海上法令執行庁の任務及び権限
- 第4章 通則

マレーシア海域における海洋権益その他の国益を保護するため、当該海域の安全と治安の確保に関する執行任務を遂行するマレーシア海上法令執行庁を設立し、これに必要な事項又は関連する事項を定める法律

(2005年2月15日、P.U.(B) 67/2005)

マレーシア議会は、次のとおり制定する。

第1章 予備規定

(略称及び施行)

第1条 (1) この法律は、「2004年マレーシア海上法令執行庁法」として引用することができる。

(2) この法律は、大臣が官報に告示して指定する日から施行する。ただし、大臣は、この法律の異なる規定について、マレーシアの異なる区域において、異なる施行日を指定することができる。

(解釈)

第2条 この法律においては、文脈上別段に解釈する必要がないかぎり、次に掲げる語の意義は、それぞれ次に定めるところによる⁽¹⁾。

- ① 「庁」とは、第3条に基づき設立されるマレーシア海上法令執行庁をいう。
- ② 「関係省庁」とは、マレーシア海域において適用される連邦法の執行につき、マレーシアにおいて当面責任を負う機関又は庁をいう。
- ③ 「犯罪」とは、マレーシア海域において適用される連邦法における犯罪をいう。
- ④ 「長官」とは、第4条第1項に基づき任命されるマレーシア海上法令執行庁長官をいう。
- ⑤ 「領海」とは、1969年非常事態（緊要権限）令第7号（P.U.(A) 307A/1969）の規定によるマレーシアの水域をいう。
- ⑥ 「大臣」とは、マレーシア海上法令執行の責務を負う大臣をいう。
- ⑦ 「庁職員」とは、長官及び第5条第1項に基づき任命される職員をいう。
- ⑧ 「大陸棚」とは、1966年大陸棚法（法律第83号）第2条に定めるマレーシアの大陸棚をいう。
- ⑨ 「内水」とは、マレーシアの領海の幅を測定するための基線の陸側にある水域をいう。
- ⑩ 「マレーシア漁業水域」とは、1985年漁業法（法律第317号）第2条が定義するマ

* 本稿は、2004年マレーシア海上法令執行庁法（法律第633号）の英語版からの翻訳である。マレーシアにおいて、法律は、マレー語正文と同時に英語でも作成される（1963/67年国語法第6条）。なお、訳文中の [] 内の語句は、訳者が補ったものである。

(1) 本条における号番号は、訳者が付したものである。

レーシアの漁業水域をいう。

- ⑪ 「排他的経済水域」とは、1984年排他的経済水域法（法律第311号）に定められたマレーシアの排他的経済水域をいう。
- ⑫ 「マレーシア海域」とは、内水、領海、大陸棚、排他的経済水域及びマレーシア漁業水域をいい、これらの海域の上空を含む。

第2章 海上法令執行庁の設立及び任命

（マレーシア海上法令執行庁の設立）

- 第3条** (1) この法律の趣旨に沿い、マレーシア海上法令執行庁を設立する。
- (2) 海上法令執行庁は、この法律に従い、マレーシア海域において、法及び秩序の維持、平和、安全及び治安の保全、犯罪の予防及び発見、犯罪者の逮捕及び起訴並びに治安情報の収集のために職務に従事する。

（庁長官の任命）

- 第4条** (1) 国王⁽²⁾は、首相の助言により、公務員の中から、任命文書に定める期間及び条件で、マレーシア海上法令執行庁の長を務める長官を任命する。
- (2) 長官の任期〔の末日〕は、公務員の定年退職の日の後であってはならない。ただし、退職年齢に到達した場合において、国王は、首相の助言により、辞令に定める期間及び条件で、契約により、長官を再任することができる。
- (3) 長官は、辞令に定める任期を通じ、国王の意向に沿い、首相の助言に従って、その職を務める。
- (4) 長官は、その任期を通じ、服務規律の適用

に関しては、連邦の一般公務員とみなされる。

- (5) 長官は、海上法令執行庁に関する全ての事項に関し、指揮、命令、統制及び監督する責務を有する。
- (6) 長官は、その任務に就く前に、その良心が最も拘束されると認める方法で、国王の前で、第19条に基づき定められる規則により大臣が命じる宣誓を行わなければならない。
- (7) 長官の任命を示す証拠として、長官には、身分証明書の形式で任命を証する書面が交付される。

（他の庁職員の任命）

- 第5条** (1) この法律の規定を運用するため、必要な数の庁職員を任命する。庁職員の階級は、国王が命令により定める。
- (2) 国王は、第1項に基づく命令において、任命される職員の階級が、次に掲げる階級と同等である旨を定めることができる。
- (a) 1967年警察法（法律第344号）に定め、又は同法に基づき定める警察官
- (b) 1967年関税法（法律第235号）に定め、又は同法に基づき定める税関職員
- (c) その他の法律に定め、又はその法律に基づき定めるその他の職員
- 刑事訴訟法（法律第593号）及び〔この法律の〕第7条第3項に定める法律は、本項の規定に従って解釈する。
- (3) 第1項に基づき任命される職員は、この法律により与えられた権限を有し、長官又は上官の指揮、命令、統制及び監督に服し、並びに長官又は上官の口頭又は書面による指揮又は指示に従って、自らの権限を行使し、職責を果たし、及び任務を遂行する。

(2) 国王の原語“Yang di-Pertuan Agong”は、「最高元首」とも訳されるが、本稿においては「国王」で統一した。国王は、各州のスルターン又は知事によって構成される統治者会議によって、マレー半島部の9州のスルターンの中から、5年の任期で選ばれる。国王の資格、選出方法及び統治者会議の構成については、マレーシア連邦憲法第32条、第38条、第3附則及び第5附則を参照。

- (4) 第1項に基づき任命される職員には、身分証明書の形式で任命を証する書面が交付される。長官は、身分証明書に署名しなければならず、身分証明書は、この法律により職員が任命されたことにつき推定力を有する。

第3章 海上法令執行庁の任務及び権限

(海上法令執行庁の任務)

第6条 (1) 海上法令執行庁は、次の各号に掲げる任務を行う。

- (a) 連邦法に基づく法秩序の維持
 - (b) 海上における捜索及び救難の実施
 - (c) 犯罪の実行の防止及び抑止
 - (d) 2002年刑事捜査共助法（法律第621号）に定める外国からの要請に基づく刑事事件における援助の提供
 - (e) 空域警備及び沿岸警備の実施
 - (f) 関係省庁に対するプラットフォーム及び支援役務の提供
 - (g) 庁職員の訓練のための海上保安訓練機関の設置及び運営
 - (h) 海上の安全及び治安の確保のための他の任務並びにこれらに附随するすべての事項の実施
- (2) 海上法令執行庁は、この法律の規定に従い、マレーシア海域内においてその任務を遂行する。
- (3) 前項の規定にかかわらず、海上法令執行庁は、公海上における次に掲げる事項につき責務を有する。
- (a) 海上における捜索及び救難の実施
 - (b) 海洋汚染の管理及び防止
 - (c) 海賊行為の防止及び鎮圧
 - (d) 不正な麻薬取引の防止及び抑制

(海上法令執行庁の権限)

第7条 (1) 海上法令執行庁は、第3条第2項

- に定める目的を実現し、第6条に定める任務の遂行のために合理的に必要な全ての事項及びこれに附随する事項を行う権限を有する。
- (2) 第1項の一般性を妨げることなく、海上法令執行庁は、特に次に掲げる権限を有する。
- (a) 犯罪の実行に関する報告の受理及び検討
 - (b) あらゆる場所、建造物、船舶及び航空機の停止、立入り、乗込み、検査及び捜索並びに船舶及び航空機の抑留
 - (c) 免許証、許可証、記録、証明書その他の書面の提示要求及びそれらの書面の検査、謄本又は抄本の作成
 - (d) 現在実行され、実行に着手され、又は既に実行されたと信じるに足りる十分な理由のある犯罪の捜査
 - (e) 追跡権の行使
 - (f) 既に実行された犯罪又は既に実行されたと信じるに足りる十分な理由のある犯罪に関連する漁獲物、物品、装置、商品、船舶、航空機その他の物件の検査及び押収
 - (g) 既に実行された犯罪又は既に実行されたと信じるに足りる十分な理由のある犯罪に関連する漁獲物、物品、装置、商品、船舶、航空機その他の物件の処分
 - (h) 犯罪を実行したと信じるに足りる十分な理由のある者の逮捕
 - (i) マレーシア海域の利益に害を及ぼし、又はその秩序及び安全に危険を及ぼすと信じるに足りる十分な理由のある船舶の排除
- (3) 第1項の一般性を妨げることなく、海上法令執行庁の職員は、この法律の目的を実現するため、マレーシア海域において適用される連邦法の下で関係省庁が行使することのできる全ての権限を有する。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、領海内における船舶の通航が無害通航であるときは、その船舶は、停止、立入り、乗込み、捜索、検査又は抑留を受けない。

- (5) 第4項において、船舶の通航は、マレーシアの平和、秩序又は治安を害しない限り、無害とする。
- (6) 他の実定法の規定にかかわらず、第5項において、次に掲げる行為は、マレーシアの平和、秩序又は治安を害するものとする。
 - (a) 武力による威嚇又は武力の行使であって、マレーシアの主権、領土保全若しくは政治的独立に対するもの又は国際法の諸原則に違反する行為
 - (b) 兵器（種類のいかに問わない。）を用いる訓練又は演習
 - (c) マレーシアの防衛又は治安を害することとなるような情報の収集を目的とする行為
 - (d) マレーシアの平和、防衛又は治安に影響を与えることを目的とする宣伝行為
 - (e) 航空機の発着又は積込み
 - (f) 軍事機器の発着又は積込み
 - (g) マレーシアの通関上、財政上、出入国管理上又は保健上の法律に違反する物品、通貨又は人の積込み又は積卸し
 - (h) 汚染行為
 - (i) 漁獲活動
 - (j) 許可のない調査活動又は測量活動の実施
 - (k) マレーシアの通信系又は他の施設への妨害を目的とする行為
 - (l) 通航に直接の関係を有しないその他の活動

第4章 通則

（訴え）

第8条 他の実定法の規定にかかわらず、この法律に基づき逮捕された者に対しては、検察官の書面による同意がなければ、公訴を提

起することができない。

（捜査状況報告）

- 第9条** (1) 連邦法に基づき海上法令執行庁に情報を提供した者は、海上法令執行庁に対し、その情報により申告された犯罪に関する捜査状況報告を請求することができる。
- (2) 海上法令執行庁は、第1項の規定に基づく請求を受理した日から2週間以内に、情報提供者に対し、請求に係る犯罪に関する捜査状況報告を行わなければならない。
- (3) 第2項の規定にかかわらず、海上法令執行庁は、次に掲げる場合には、犯罪に関する捜査状況報告の提供を要しない。
- (a) 告発された犯罪が令状なしの逮捕が可能な犯罪⁽³⁾ではない場合
 - (b) 情報提供の日から4週間が経過していない場合
 - (c) 報告に犯罪の捜査又は起訴に不利な影響を与える可能性のある事項が含まれる場合
- (4) 情報提供者が第1項の規定に基づく請求をしたにもかかわらず、海上法令執行庁が第3項の規定により情報提供者に対し第2項の期間内に捜査状況報告を提供しなかったときは、情報提供者は、検察官に対しその旨の報告を行うことができる。
- (5) 検察官は、第4項に基づく報告を受理したときは、海上法令執行庁に対し、情報提供者が提供した情報に含まれる犯罪に関して同庁が行った捜査に関する詳細な状況の報告の提出を命じなければならない。
- (6) 検察官は、情報提供者に対し検察官の命令に基づく情報を記載した捜査状況報告を提供し、又は海上法令執行庁に対し情報提供者への提供を命じなければならない。

(3) 「令状なしの逮捕が可能な犯罪 (seizable offence)」とは、裁判官による令状なしに被疑者を逮捕することができる犯罪の種類をいい、刑事訴訟法（法律第593号）第2条が定義する。具体的には、同法第1附則に、刑法（法律第574号）に則して罪名が列挙されている。

(7) この条に定める検察官の命令に従わなかった庁職員は、有罪判決に基づき、1か月以下の禁錮若しくは1,000リング以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(庁職員の保護)

第10条 庁職員は、この法律に基づく任務、権限及び職務の遂行におけるいかなる善意の作為又は不作為に関しても訴追されない。

(身分の証明)

第11条 庁職員は、この法律に基づいて行為するとき、その行為の対象者又は自己が情報を求めている者の求めにより、それらの者に対して所属を明らかにし、この法律に基づき交付された身分証明書を提示しなければならない。

(武器の携帯)

第12条 庁職員は、職務の遂行にあたり、武器を携帯することができる。

(職務放棄)

第13条 (1) 正当な理由(庁職員がその立証責任を負う。)なく連続して21日の期間欠勤し、又は任務に復さない意思が明らかな状況で欠勤した庁職員は、職務放棄したものとみなされ、有罪判決に基づき、12か月以下の禁錮に処する。

(2) 庁職員が本条に基づき有罪判決を受けたときは、その庁職員の懲戒権者は、その庁職員に対する未払金の没収を命じることができる。

(命令違反)

第14条 海上法令執行庁に対する命令違反若しくは不服従を生じさせ、扇動し、若しくはそれらに加担し、それら命令違反若しくは不

服従を生じさせるよう他人と共謀し、それら命令違反若しくは不服従を抑止するための最大限の努力を行わず、又はそれら命令違反若しくは不服従の存在若しくは計画を知りながらその情報を遅滞なく上官に提供しなかった庁職員は、有罪判決に基づき、5年以下の禁錮に処する。

(不服従の教唆に対する処罰)

第15条 (1) 庁職員の間において、不服従を生じさせ、生じさせようとし、若しくは生じさせることを企図する行為を行い、又は庁職員に対し役務提供の停止若しくは規律違反を教唆し、若しくは教唆しようとした者は、有罪判決に基づき、5年以下の禁錮若しくは10,000リングの罰金に処し、又はこれを併科する。

(2) 庁職員は、この条に定める犯罪を行ったことを疑うに足りる相当な理由がある者を、令状なしに逮捕することができる。

(調整)

第16条 海上法令執行庁及び関係省庁は、この法律の規定を運用するため、相互に緊密な調整、協議及び連絡を行い、並びに相互に援助を提供しなければならない。

(非常事態、特別の危機又は戦争の際の権限)

第17条 (1) この法律その他の連邦法の規定にかかわらず、海上法令執行庁又は大臣の定める庁の部局は、非常事態、特別の危機又は戦争の期間、マレーシア軍の総指揮及び統制の下に置かれる。

(2) 非常事態、特別の危機又は戦争の発生につき疑義が生じたときは、国王が署名した布告で、大臣が適当と認める場所において公示するものをもって、その事実の確定的な証拠とする。

(内務規定)

第 18 条 長官は、この法律の規定に反しない限りにおいて、庁職員の総括、訓練、職務及び責務に関し、並びに庁の良好な運営のため、権限の濫用又は職務怠慢の防止のため及び庁の効率的で効果的な機能の一般的確保のために必要又は適当な事項に関し、内務規定と称

する行政令を発令することができる。

(規則)

第 19 条 大臣は、この法律の規定を実効的にし、又は運用するために必要又は適当な規則を定めることができる。

(さかの いっせい)